

第10回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日（火） 午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹

4. 欠席委員 13番 永井和人

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 非農地証明について

議案第46号 農用地利用集積計画（案）について

議案第47号 農用地利用配分計画（案）について

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和4年第10回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は1名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、3番阿部委員、4番橋本委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）
常設審議委員会がなかったので報告なし

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の1～3ページです。

（番号1、2）

譲渡人が福岡市のAさん及び堺市のBさんで、譲受人が境港市渡町のCさんです。

申請地を売買により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、境港市渡町、畑、545㎡、境港市渡町、畑、532㎡で調整区域内にあります。地図は2ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐこと

ができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、古徳委員、築谷委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 (番号1、2)は隣接地となりまして、場所は、D医院の南側になります。申請のありました隣も農地になっていて、特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。以上です。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1、2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1、2)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号3)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号3)

譲渡人がEさん・Fさんで、譲受人が境港市渡町のCさんです。

申請地を売買により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、境港市渡町、ともに畑、1036㎡、395㎡の計1431㎡で調整区域内にあります。地図は3ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことが

できるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、古徳委員、築谷委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 ここの土地、以前は何を作っていたかはわかりませんが、水はけに不安がある土地です。現在は周りを家に囲まれ、家庭菜園には広すぎる土地です。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第45号の説明をお願いします。

事務局 議案第45号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案4～6ページです。

(番号1)

申請人は東京都杉並区のGさんです。土地の所在は、渡町、畑、72㎡で調整区域内にあります。地図は5ページです。

申請地は以前より墓地として利用されており、農地としての再生は困難とのことです。

現地調査は、古徳委員、築谷委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 場所は渡保育所の北西になる場所で、曲がった道を南に下がって行く所に墓地があります。墓地の中の土地になります。農地としての再生は困難とのことです。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号2)

申請人は森岡町のHさんです。土地の所在は、渡町、畑、207㎡で調整区域内にあります。(番号2)は、先月5条の申請であがってきた案件です。地図は6ページです。県の方に申請をあげたのですが、南側の農地と一体的に活用することが、地図上は可能であると言う事で、県の方が申請を受理することができないとの回答がありました。現状は宅地の一部と化しておりまして、境港市の守るべき農地としてみることは難しいのではないかなと言う事になりまして、非農地証明の申請に切り替えをさせていただきまして、改めて皆様にご審議をさせていただきたいところでございます。

申請地は以前より住宅敷地の一部として利用されており、農地としての再生は困難とのことです。

現地調査は、古徳委員、築谷委員、阿部委員に5条の時にお願いしております。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告はどうでしょうか。

築谷委員 ここは、以前5条の時に報告した場所です。

事 務 局 補足しますと、道路の方が調整区域内ですけど、家が建っている中の農地ですが、県の方が南側に走っている農道が分断要素にならないと言う事で、下の大きな農地とすべてがつながってくるということで、一種農地の考え方になる。だから5条の申請としては、受理ができないとの回答になりました。しかし、現状としては宅地の一部ですので、非農地証明申請として対処をしていただきます。

築谷委員 以前は、ここに家を建てると聞いてますが、どうなりますか。

事 務 局 非農地証明を出されて、農地法の縛りをはずしてから建築確認の申請等に、普通ですと、開発許可と農地転用の届出は同時にするものになるのですが、今回県が5条の許可が出せないと言う事ですし、現状見ましても、今から畑に戻すのは難しいと言う事で、非農地の証明書を受け付けた所です。

議 長 ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号２)
に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号２)は、原案のとおり承認されました。続きまして、
議案第４６号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第４７号「農用地
利用配分計画(案)について」関連がありますので一括して説明をお願いします。

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第４６号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。
議案の７ページから１０ページまでとなります。９ページをご覧ください。
まず９ページですけど、こちらは相對の契約になりまして、こちらの夕日ヶ丘
の３筆につきましては、もともとⅠさんが使われていた農地ですけど、この度、
Ⅱさんに付け替えるという契約としてこちらにあがっております。続きまして、
１０ページ、担い手育成機構を径由する契約になります。こちらはいずれも新
規の案件となっております。続きまして、議案第４７号「農用地利用配分計画
(案)について」を説明させていただきます。議案の１２ページをご覧ください。
こちらは、先ほど集積計画にあがっていたものの配分がこちらになってお
ります。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第４６号に賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第４６号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第４７号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第４７号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・ 今後の予定

○鳥取県西部地区農業委員会会長協議会臨時総会（会長・事務局長）

令和 4 年 10 月 12 日（水）

○常設審議会（会長）

令和 4 年 10 月 24 日（月）

○第 11 回境港市農業委員会総会（第 1 会議室）

令和 4 年 11 月 11 日（金）

◆午後 1 時 30 分～ 総会

○農業委員会特別研修会（倉吉未来中心 大ホール）

令和 4 年 11 月 17 日（木）

・ 農業委員会情報 市報 10 月号「秋季農作業労賃標準額の決定について」

市報 11 月号「農地利用意向調査について」（予定）

・ 境港市町界、町名、地番整理審議会委員の委嘱について（会長）

任期：令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和 4 年第 10 回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和 4 年 10 月 11 日

境港市農業委員会